

## 倉敷市環境審議会（平成18年度第2回）議事要旨

日 時 平成18年7月28日（金）  
14時～16時25分  
場 所 水道局3階 大会議室

出席委員 青山会長 鳥越副会長 青江委員 遠藤委員 小田委員 川上委員 小林委員  
小山委員 榊原委員 佐藤委員 時任委員 中田委員 高田委員 福留委員  
山崎委員 湯浅委員 渡部委員

事務局 市民環境局 富山参与  
環境部 中西部長 田口参事 片岡参事 浅野次長 岡崎副参事  
環境政策課 祢屋課長 三宅課長主幹 永瀬主幹 前田係長 廣畑係長  
岡本係長 平口技師 坂東主事  
環境監視センター 阿部所長  
公園緑地課 光岡主幹

傍聴者 2名

### 開会

#### 1 開会挨拶

#### 2 環境審議会議事の概要について（報告）

平成18年3月22日開催の倉敷市環境審議会議事の概要の一部修正と情報公開室での閲覧について報告。

#### 3 議事（議題に従い進行）

（会長）議事録署名委員には遠藤委員、小田委員を指名する。

（1）倉敷市自然環境保全実施計画の実施状況について説明願う。

（事務局）資料「倉敷市自然環境保全実施計画の実施状況」及び「同 追加資料」をもとに、平成13年度から平成17年度までの取り組み状況と5年間の総括・自己評価、平成18年度の取り組み予定について説明。

また現在、倉敷市環境基本計画の改定作業にあわせて、平成18年度から平成22年度までの倉敷市自然環境保全実施計画の策定にむけて作業を行っており、その中で新たに「希少動植物の保護」や「外来生物への対応」について検討していることを報告。

（委員）4（6）のについて、どの講座にどのくらいの需要があったか？また、総括の中で6「実施計画の推進」は、実施計画全体に関わってくる重要なところだが、総合的かつ強力に推進できる体制作りを目指すためにどう考えているか？

（事務局）環境政策課の講座の中でネイチャープランの関連では「自然保護のはなし」があるが要望は多くない。ただ、今年度は既に2件の申込みがある。自然史博物館の講座は市の出前講座のなかでも要請の多い講座となっている。

（委員）環境政策課の他の4つの出前講座は何か？

(事務局) 18年度では、「生活排水対策のはなし」、「倉敷市の大気汚染について」、「騒音のはなし」、「地球温暖化のはなし」である。

(委員) 受講の状況はどうか？

(事務局) 最近の状況では地球温暖化に関する要望が多くなっている。また、所定の講座以外にアスベスト関連の要望などがあつた。

(委員) 要望を出せば、していただける可能性もある、ということか？

(事務局) 市の職員で可能な範囲で対応する。

(会長) 基本的には所定の講座であるが、要望に応じた内容も行うということか？

(事務局) 一般的な話と要望にできるだけ近いものも含めた内容をしていきたい。

(会長) できれば出前講座の参加者人数等を後で報告いただきたい。2つ目の「評価、実施計画」についてはどうか。

(事務局) 実施計画の推進については、自然保護監視員連絡会議を予定どおり開催していない年もあるなど、(1)~(5)の全てがAという評価ではないが、全体的には一通りのことをしてきているので総合的に評価したものである。

(委員) 内部評価については了解した。実施計画推進本部会議、連絡会議は、横の連携ということで重要だと思う。この会議の議事録は公開されているか？

(事務局) 内部の会議で公開はしていない。

(委員) 関係部局の連携について中身が知りたかったので質問した。

(会長) 個々の活動についての評価はそれぞれで、たいへんよくできていると思う。6の総括では全体として文章を読む限り、書かれていない面があると、マイナスでないかなという感じがある。できるだけ多くの方に触れるような内容で努力願いたい。

(事務局) 連絡会議を充実させるなど横の連絡を十分に取ることが大事であると考えている。

(委員) 緑と自然景観の保全に関する評価で、『市街地の緑化を図るとともに、』とあるが、緑化を図るといのは、数字でわかるものなのか？

また、倉敷市ではどれくらいの団体がこれらの事業に関わっているのか？

(事務局) 「フラワーロード事業」「花いっぱい事業」については、倉敷・児島・水島・玉島の4地区の駅前通りで、協力いただけたところにフラワーポットを設置し、ひまわりの会等で育てた花をボランティアの人に植えてもらっている。

(委員) 年3回植え替えているのか？

(事務局) そうである。

(委員) 緑化というと樹木の方を考えがちである。緑化率はどれくらいになるのか。

(事務局) これらは、緑化率というより観光客、市民の方に花を眺めていただき、心をなごませてもらいたいという事業である。

(委員) 緑の基本計画にも関わる。場所、団体数はわかるか？

(事務局) はっきりした数字が答えられないので数についてはご容赦願いたい。

(委員) 以前の審議会で、公園緑地課の方に現在の緑化率に至るまでの状況を知りたいので資料をお願いしていた。その後にも、次回の審議会に、という約束をしていたはずである。

(事務局) 市内全体の緑化率か？

(委員) 市街地区域の緑化率が知りたい。緑の基本計画の話かもしれないので、回答はそのときでよい。場所と関わっている団体が知りたい。

(事務局) 「花いっぱい事業」と「フラワーロード事業」は、緑化というよりも公民館や市役所など人が集まる場所に、花を植えて眺めてもらっているものである。

(委員) その数字は教えていただけるか？

(事務局) 緑化団体の数か？後で報告する。

(委員) 実践している団体については、それぞれの地域で行われており、私も参加しているのでわかる。2(1)八間川緑道公園整備はどのようなものか？

(事務局) 以前、八間川沿いの車道の交通量が減ることが予想され、そこに緑地を作る計画があった。財政事情もあって進展していない。

(委員) 倉敷川沿いの緑化に花の咲く木を寄付したが、八間川は場所がないので花くらいしか植えられないと反対された。そのような場所をどうするのか？

(事務局) 現在、地域の方に緑道の管理をお願いしている。今後、八間川緑道ということで復活させるという地元の意識が強くなれば、市でも考えていきたい。

(会長) 個々の事業では、市民の合意が得られ、納得されるような計画づくりをしていただきたい。また、自然・水辺・みどりなどの保全、花を植える、というのはわかる。しかし、倉敷全体の広域的な視点からの保全、都市計画、そういう観点からの長期的視野、というものが感じられない。長期的なまちづくりの計画の中で、はじめて、個々のフラワーロード事業であるとか、花いっぱい事業が生きてくると思う。次の基本計画にはそういう観点をもって、倉敷のネイチャープランというのをつくってもらいたい。

次に(2)倉敷市環境基本計画について説明願う。

(事務局) まず、資料「環境基本計画第7章目標達成のための施策」取り組み状況等調査表」について説明。

調査表は関係各課(関連の深い部署)への調査、ワーキンググループでの意見を聞き、平成12年度から平成17年度までの取り組み状況と今後の予定について取りまとめたものである。

各施策についての今後の方針として、現時点で見直す施策は「改正」や「統合」などで示しており、継続していくものは「継続」と記載しており、今後も実施する予定である。ただし、今後の検討により、文章表現も含めて見直す場合もある。

また、事業と市民の役割、第9章「重点施策」及び新たに取り入れるべき施策については次回以降の審議会で検討いただく予定である。

次に、4つの基本目標ごとの各施策について、見直しに該当するものを中心に補足説明。

一つめの「緑豊かな自然と人の共生する環境」では、NO.6、NO.7に関しては施策体系の中で「希少動植物の保護推進」の項目を設定、外来生物への対応に関する施策の検討、NO.15、NO.19の表現の見直し、「緑の保全」と「緑化の推進」の統合、NO.36をNO.3へ統合。

二つめの「健康で安心して暮らせる環境」では、NO.78をN.158へ統合し、水質も含めた施策の検討、NO.98をNO.94へ統合、NO.138の廃止、NO.146とNO.150をNO.148に統合し、発生源の調査や指導の項目として整理。

三つめの「環境にやさしい循環型社会の構築」では、NO.167の法改正による内容の見直し、NO.169とNO.170の統合、NO.174を「低公害車導入」と「交通流の円滑化」に分割し、それぞれ具体的な施策を検討、NO.185の内容の見直し、NO.186を「公共施設への導入」と「民間への助成」に分割し、それぞれの施策として検討、NO.188の内容を検討。また、「省資源・省エネ

ルギー対策」については全体的な施策の整理と新エネルギーの導入促進に向けた施策の追加を検討。

NO.206 と NO.211 及び NO.212 については、法改正をふまえた内容に整理・統合、N.210 の内容の見直し、(NO.212 の平成 19 年度以降の取り組み予定の中で、「平成 18 年度」を「平成 22 年度」に訂正を依頼。) NO.237 の目標値を現行の倉敷市ごみ処理基本計画にあわせて、平成 22 年度末には 43% にするよう改正。

四つめの「市民参加による環境づくり」では、NO.252 と NO.255 について施策内容の充実へ向けた検討、NO.261 の内容の整理し、分割する方向であること、及び NO.266 については施策内容の充実に向けた検討を行うことを補足説明。

(会長) 質問はあるか。

(委員) 倉敷市ではペットボトルの回収は別段行われていないと思う。高梁市等他の市町村は行われている。ペットボトルごみはプラスチックごみの半分程度を占めている。それを回収しないのはどうしてか、考えを聞きたい。

また、No.237 について、取り組み状況で 2 つのリサイクル率があるが、「目標達成のための施策」の「リサイクル率 21%」はどのようにして出る数字か？ 資源循環型廃棄物処理施設でリサイクルされるもの、稼動しない場合のリサイクル率について説明願う。

(事務局) ペットボトルについては、市内 138 箇所で拠点回収を行っている。また、燃えるゴミとして廃棄してもよいことにしている。資源循環型廃棄物処理施設では、ゴミを燃やしたときのガスやスラグ、メタルを回収できる。入ったものすべてが資源としてリサイクルされる、という考え方である。

(委員) 基本的な方向はそう考えるが、ペットボトルはプラスチックとして有用で、回収後はポリエステル原料として利用されている。燃やすというのは最終的にいい方法とは思えない。リデュースということから考えると、燃やせばいい、という考え方ではそのうち頭打ちになる。焼却されるゴミそのものの量を減らすことが重要である。循環型社会というからには、ペットボトルは再生しやすい、有用な原料であり、もっと回収すべきではないか。スーパー等の店頭にある回収ボックスは、容器包装リサイクル法に基づくもので、事業者が義務として行っているものである。『ゴミの減量とリサイクルの推進』を進めるならば、市で積極的に回収を進めてはどうか。また、スーパー等に特段にお願いをして回収箱を置かせてもらっているとすれば、もっと回収箱が目立つように置いてもらうとか、チラシや広報を使って啓発を進めるべきである。プラスチックごみの占める割合は大きいし、石油製品の価格も上がっている状況で、また高いエネルギーをかけて燃やすのは、いかななものかと思う。市としては、ペットボトルだけでも回収を考えていただきたい。

(事務局) 委員の意見はよくわかる。ただ、容器包装リサイクル法に則り、回収、圧縮、ペレット化を行うには相当な費用がかかる。倉敷市では、拠点回収に出すか、燃えるゴミとして排出するかを選択肢を持っている。すべての市民に拠点回収に出してもらえるのが、大変結構なことであるが、今ある二つの選択肢から方向転換することは難しい。人、モノの観点から、直営化することはできないのでご理解いただきたい。

(委員) 理解はできる。ただ、多くの市町村で実際に回収は行われている。この環境基本計画に掲げる、循環型社会をすすめるのならば、これまでの方法を改善することも必要ではないか。ゴミが有料になるような時代なので、燃えるごみに出さず、回収に出すよう、啓発を図る

ことから始めてはどうか。今後の方向付けとし提案する。

(会長) コスト等の関係等で難しい問題もあるが、基本は3Rで、できるだけ回収して再資源化することが望ましい。「できるだけ、拠点回収のところを持っていく」という方向・姿勢を市が打ち出していくことが重要ではないか。そういう方向は明確にしていてもらいたい。

(委員) 循環型処理施設ができたことでリサイクル率が上がったというのは、いいように聞こえる。しかし、実際には溶融炉で燃やしているのである。活用はしているが、燃やすのと同じである。倉敷市の場合、安易にペットボトルが一般家庭ゴミに混ざって捨てられている。きちんとリサイクルしていくことが必要である。溶融したら資源、という考え方は間違っていると思う。

No.26 について、この中に、景観法も入るのではないか。倉敷市の景観計画策定審議会条例が制定されたが、これも入るのではないか？

(事務局) 景観関係の法律などと緑の保全の関連について勉強していきたい。

(委員) 環境教育・環境学習について。ある人から、『環境や自然は水、大気、森林といった“もの”を意味する言葉ではなくなっている。思慮深く、自立的に持続可能な社会を目指す、“人間の生き方”をあらわす』と聞いて感銘を受けた。環境教育に関していろいろな施策が行われているが、その根底は「ひとづくり」であることをどこかに明記してほしい。環境省の計画概要の中でも、「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」があり、そのなかに、『環境教育・学習等を通じた環境保全のために行動するひとづくり』とある。環境教育は人づくりであるということを強調してほしい。不法投棄や散乱ゴミを防止するのも心の問題であると考える。

(会長) 環境は部分の集合というだけではなく、互いに関連したもので、そのような視点を忘れない環境教育が重要だ。環境教育は知識を教えることから、今後持続可能な未来社会の構築のために環境を含む様々な問題、人の生き方を含む教育に変化している。知識だけでは人の行動につながらない。そういう観点からの、持続可能な未来社会構築のための環境教育というのを考え、どこかに加えていただきたい。これからの教育にはひとづくりが大事で、教育委員会も含めて、その観点をもった計画づくり、施策を進めていてもらいたい。

(委員) No.188 について。6月8日に住生活基本法が公布・施行され、7月3日に国土交通省が推進のための住生活基本計画(全国計画)(案)を示し、成果指標を設定してパブリックコメントを受付中である。ここに新しく出た成果指標を、長期的な面で倉敷市のエネルギー施策に加えたらどうか。地球温暖化防止対策に関し、住宅建築物の省エネルギー性能の向上では、

新築住宅における次世代省エネ基準の達成率を平成20年に50%にする 省エネ対策を講じた住宅ストックの比率を平成27年に40%とする の2項目がある。この省エネ対策は、全部または一部の窓に二重サッシまたは複層ガラスを使用するという目標が出ているので、これらをワーキンググループでも検討を願う。

(会長) 基本計画にどれだけ具体的に盛り込めるかはわからないが、今述べられたことはパンフレットにするなり、啓発にも利用してもらいたい。

(委員) No.50 あるいはNo.80 に関連して。アメニティという視点の中にある市民生活に密着した快適な生活空間についての取り組みが見えないのではないか。そのひとつとして通学路を取り上げるが、通学路の役目を考えるとその存在は学校と地域をつなぐパイプであり通学路の充実が学校と地域のつながりを強くすると考えられる。そこで、通学路への植樹計画をひとつの視点として考えていただきたい。樹木は安定した二酸化炭素の固定化、適度な木陰による

紫外線対策、道路のほてりの緩和などに有効であり、利用者も増えることで子供たちへの関心も増えるのではないかと予測する。通学路の緑化を検討しいただきたい。

(会長) 広くいえば、緑化を進める中にはいつてしまい、具体的なところは基本計画の中では埋もれてしまいがちである。どこを緑化するかによって効果も違ってくるので、そういう配慮がどういったところまでできるのか。施策の見直しか、実施計画に入るのか、わからないが、検討いただきたい。そのほか、具体的な施策をお考えだと思つので、審議会以外でも事務局のほうに挙げてもらいたい。内容によっては施策に入れたり、実施計画に盛り込まれることもあると思うが、なるべく出た意見が実現するように願う。

(委員) No.199について。エコマーク商品はグリーン購入法のうちのひとつの項目にすぎない。グリーン購入法の特定調達品目の購入ということになるのではないか。ほかにも車や家電を対象にしたPCグリーンラベル等があるので検討いただきたい。公共工事の特定調達品目が増えている。

また、グリーン購入率の60%の内容について次回、ご回答いただければと思う。

(会長) 次に(3)倉敷市緑の基本計画について説明願います。

(事務局) 緑の基本計画については、現在、見直し作業を行っている。その中で、一人当りの公園面積における地域格差の是正と、公園種別ごとの整備目標の見直しが課題として考えられ、緑の基本計画の見直しの中で検討していきたい。また、将来の自然災害等を考慮し、市街地に近いところで、近隣・地区公園等、防災への考慮をしたものを整備する方向で見直しを行っている。

(会長) 今日は整備状況について報告をいただいた。基本計画の見直し作業中ということであり、今後、状況に応じて計画を練り直していただければと思う。

(事務局) 先ほどの緑化団体数について報告する。花いっぱい団体の数は157で、地区花いっぱい92団体、花の銀行が65団体である。

通学路に植樹に関しては、公園緑地課においても、ゾーンとゾーンを結ぶ、ネットワーク化することを考えている。道路敷地内に余裕地があれば緑化にも努めたい。その場所など地元の方から連絡をいただければと思う。

(委員) 植え替えなど手入れの手間や日陰ができることを考えると、花より樹木を植えたほうが有用ではないか。

(事務局) 官地でも管理は地元の方にしてもらっている。植樹については、地元の協力が得られること、自動車の邪魔にならないことが条件であるが、葉が落ちる、虫が来るなどが障害になっている。できれば、協力者の方で条件を提示してほしい。

(委員) 地元で話し合うためには、環境についての一般常識の底上げが必要だと感じる。それなしに地元で話し合いができる問題ではない。いまずぐの問題ではなく、将来的にこういう話があるということをとらえて、いろんなことをしてほしい。

(事務局) 公園緑地で、余裕地であるとか、いろいろ条件があるが、修正したうえで行政と住民との意見がイコールになればよいのだが。

(委員) すぐには言わないがよろしく願います。

(会長) 最初の出前講座の件について報告を願う。

(事務局) 平成14年度から平成16年度の環境政策課と環境監視センターの講座実績につ

いて説明。平成16年度は、水質のはなしが3件、身近な自然のはなしが1件、地球温暖化のはなしが5件など。平成17年度も平成16年度と同じような状況である。

(会長) 出前講座は何年度から行われているのか？

(事務局) 平成11年か12年からである。

(会長) (4)その他について説明願います。

(事務局) 今後、主に 省エネルギー・新エネルギー、 真備・船穂地区、 市民協働と環境教育の3つをテーマとして、ワーキンググループでの検討を行う予定である。次回の審議会は10月上旬での開催を考えている。また、10月中旬頃から環境基本計画の素案のようなかたちで縦覧、意見募集を実施していきたいと考えており、市の広報紙で周知する予定である。

(会長) 広報紙は毎月出るのか。

(事務局) 毎月発行している。ただ、締め切り期日が早いので、今後、調整する必要があります。その他に、自然史博物館の新しいパンフレットと市で作成した探鳥コース冊子を配布するのでご覧いただきたい。

(会長) 環境基本計画素案を10月号の広報誌に掲載するため、10月初旬にはある程度計画を完成させたい意向なのか。

(事務局) 10月の広報誌には、環境基本計画の縦覧を行う旨の記事を掲載する予定であり、実際の縦覧は10月中旬以降から環境政策課内と課のホームページで縦覧してもらうことになる。

(会長) それまでにほぼ完成していることになるのか。

(事務局) 次回の審議会で、新しい施策や重点施策を検討いただき、それも含めたものをできるだけ素案に近いかたちにまとめ、縦覧できればと考えている。

(会長) 今日の審議会の中で議論できなかったことは、意見として事務局に上げていただきたい。

(委員) いつまでに、どこに意見を出せばよいか。

(事務局) 環境政策課へ9月中旬くらいまでをお願いしたい。

(会長) 9月中旬くらいまでに届けば、次回の審議会で議論できるということである。緑の基本計画はどういう予定か。

(事務局) 計画案の決定が12月くらいと考えているが、コンサルタントの計画変更があるかもしれない。

(会長) 緑の基本計画についても意見があれば、願います。環境政策課に連絡すれば関係部署にも連絡していただけたらと思う。

(委員) 委員へ公開前の資料の送付はあるか？

(事務局) 次回の審議会資料で、それまでの意見や見直したものを含めて作成することになる。審議会の意見を取り入れたものを縦覧(公開)する方向である。

(会長) 縦覧後の意見募集でも、一般意見として意見を言うことができるということである。

(委員) 審議会資料の送付を早めをお願いする。

(事務局) 努力する。

(委員) 最近、テレビで「環境ホルモン」に関する番組があった。忘れ去られる類のものではないと思う。あらためて、PRTR法にそった化学物質の大気や土壌への調査を市で実施してい

ただきたい。

(会長) 色々な調査・分析等がなされているが、要求に応じ、きめ細かな情報が出せるよう  
をお願いしたい。

以上で本日の審議を終了する。

## 7 閉会

あいさつ(環境部 中西部長)